茨様式７(021225)

**理　　由　　書**

　特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の支給申請書に添付しました雇用契約書の修正はできませんが、「継続して雇用することが確実」な理由は以下のとおりとなります。

茨城労働局長　　殿

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　事業所名称

　　　　　　　　　　事業主名

【注】疎明書及び理由書を提出した場合でも、継続して雇用することが確実といえない場合（例：過去の特困金の支給対象者（いない場合は同程度の労働条件で雇い入れられた者）のうち、既に離職している者の雇用保険上の離職区分が「２Ａ」、「２Ｂ」、「２Ｃ」に該当している場合）や「実質は雇用期間の定めがない契約と同等な状況」としながらも、雇用契約書を同内容に修正できない妥当な理由がない場合などは支給がされません。

２Ａ：特定雇止めによる離職（雇用期間３年以上、雇止め通知あり）

２Ｂ：特定雇止めによる離職（雇用期間３年未満等、更新明示あり）

２Ｃ：特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等、更新明示なし）